

申告に必要なもの ⇒▶共通 ▶収入関係 ▶控除関係から、該当するものを確認しましょう。

▶共通

- 個人番号（マイナンバー）確認書類
- 身元確認書類

※申告書にマイナンバーの記載と、身元確認書類（運転免許証・保険証など）の提示が必要となります。



マイナンバーカード または マイナンバー通知カード+ 運転免許証などの身元確認書類

- 本人の口座番号が分かるもの（通帳など）
※所得税の還付がある場合に必要です。使用しない場合もあります。
- 扶養家族の個人番号（マイナンバー）確認書類
- 税務署からの確定申告に関するお知らせ（通知書含む）※送付があった方のみ

▶収入関係

- 令和3年分の源泉徴収票（給与・年金収入の方）
- 令和3年中的収入や経費をまとめた帳簿など
- 上記以外の収入がある方は支払い額が分かるもの

※税務署からの指導により、確定申告の方は、e-Tax(電子申告)での受け付けとなりますのでご了承ください。
※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用や検温、手指消毒にご協力をお願いします。

市に課税情報がないと不都合が生じます。案内が届かない場合でも（収入が無いなど）申告をしましょう。

注意 申告をしないと…

- ▷ 所得課税証明書・非課税証明書の交付ができません。
- ▷ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられません。
- ▷ 介護保険料が正しく算定されません。 など

白河税務署では申告書作成会場を開設します

- 期間 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)
 - 時間 午前9時～午後4時
 - 会場 市産業プラザ人材育成センター2階(中田)
- 会場混雑を緩和するため、入場には「入場整理券」が必要です。当日配布とLINEによる事前配布がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。配布状況によっては、後日来場をお願いする場合があります。



《e-Tax（電子申告）で手続き完了！》

マイナンバーカードと、対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで申告を送信できます。また、持っていない方も事前に税務署で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を取得した場合、e-Taxをご利用できます。会場に行く必要もありませんので、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためにも、e-Taxのご利用をお願いします。

白河税務署 ☎27111（代表）
※音声案内で「2」を選択



▶控除関係

- 生命保険料（一般生命・個人年金・介護医療）、地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書

医療費控除を受ける方は、事前に「**人ごと・病院(薬局)ごと**」に分けて、明細書を作成のうえ提出をお願いします。なお、医療費控除の適用を受ける場合、医療費などの領収書は5年間保存が必要です。

※医療費控除とは、支払った医療費が戻る制度ではありません。市県民税が非課税になる場合や給与・年金等から所得税が引かれていない場合は、医療費控除を申告しても還付は発生しません。

- 障がい者手帳・療育手帳など
- 令和3年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料納付の領収書など

※国民年金保険料の納付額証明書は、白河年金事務所でお渡ししてもらうことができます。
☎白河年金事務所 ☎274161

- 寄附金（愛の基金・各団体への寄附など）の領収書
- ※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている方が確定申告を行う場合、寄附金控除もあわせて申告が必要です。

※個人で営業・農業・不動産収入がある方や医療費控除を受ける方は、帳簿や明細書を必ず作成のうえ、持参してください。職員は計算しませんので、整理していない方には再来庁をお願いする場合があります。

※控除関係の申告をする方は、案内が届かない場合でも申告期間内にお越しください。

令和3年分 税の申告

期間

2月3日(木)～3月15日(火)
(土・日・祝日を除く)

市役所で申告が必要と思われる方には、1月下旬に案内を送付しています。新型コロナウイルス感染症対策のため、できるだけ指定日時での来庁をお願いします。なお、案内が届かない場合でも、フローチャートを参考に申告が必要な方は、期間内にお越しください。

時間 午前の部 午前8時45分～11時
午後の部 午後1時～4時

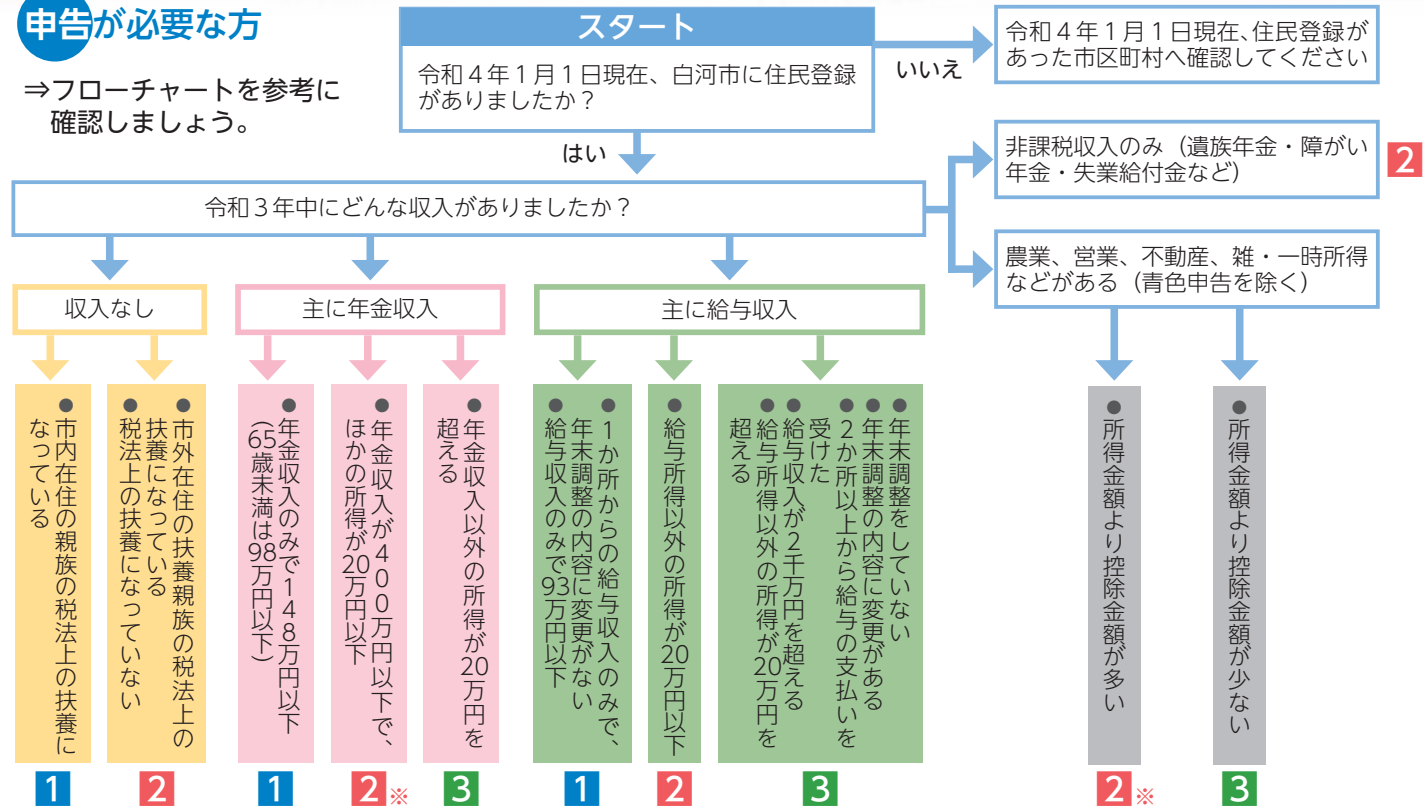
会場 白河地域 本庁舎5階 正庁
表郷地域 表郷庁舎3階 第4会議室
大信地域 大信庁舎2階会議室（大信保健センター）
東地域 東農業技術センター（東庁舎隣り）

※白河・表郷地域は、昨年と会場が変更になります。

☎本庁舎税務課 内2119・2120
各庁舎地域振興課
表郷 ☎27111 大信 ☎27111 東 ☎27112

申告が必要な方

⇒フローチャートを参考に確認しましょう。



フローチャート結果

- 1 市・県民税（住民税）の申告、所得税の確定申告は**不要**です。
- 2 市・県民税（住民税）の申告が**必要**です。所得税の確定申告は**不要**です。
※給与・年金から所得税が引かれ、還付になる場合は、所得税の確定申告が必要です。
- 3 所得税の確定申告が**必要**です。

※このフローチャートは一般的な事例です。当てはまらない事例や記載されていない事例もありますので、ご不明な点は本庁舎税務課へお問い合わせください。